

小規模特認校の運営について

1 小規模特認校制度について

本市では「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」において、小規模特認校制度を地域の特性や小規模の学校ならではの良さを生かしながら、学校の活性化を図るための取組と位置づけており、令和5年4月から苅野小学校と安富北小学校の2校で実施している。

小規模特認校制度は望ましい学校規模に向けた取組方策の一つで、学級編制基準上の複式学級の解消を目指すこととしており、一定期間内（原則として5年）に、全学年1学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進めることとしている。

2 小規模特認校の児童・学級数の推移

各年度5月1日現在

小学校名	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数	
	(人)	うち 制度 利用	(特支 除く)	学級 編制 基準上	(人)	うち 制度 利用	(特支 除く)	学級 編制 基準上	(人)	うち 制度 利用	(特支 除く)	学級 編制 基準上	(人)	うち 制度 利用	(特支 除く)	学級 編制 基準上
苅野	45	(15)	6	(5)	53	(24)	6	(5)	55	(34)	6	(6)	57	(32)	6	(5)
安富北	33	(4)	5	(4)	27	(3)	4	(3)	23	(7)	3	(3)	20	(7)	3	(3)

3 小規模特認校としての運営について

小規模特認校制度を利用する児童及び当該校区の児童が安心して学校に通うためには、「5年間」の最終年度（令和9年度）に複式学級が解消しているかどうかによって統合等の取組方策を進めるか否かを判断するのではなく、一定期間を見通して安定した学校運営を行う必要がある。

項番2のとおり、苅野小学校については、保護者、地域、学校の連携した取組により制度利用児童が増加している。令和7年度には全学年1学級（複式学級解消）となり、一定の成果を挙げている。

4 一定期間内に複式学級が解消した場合の取り扱いについて

以上のことから、小規模特認校としての運営を開始した年度から5年の間に複式学級が解消した場合、運営を継続することとする。再度複式学級が生じた場合は、当該年度を起点として5年間のうちに再び複式学級の解消、すなわち全学年で1学級以上となることを目指すこととする。

注) 複式学級解消の判断の基準日は、学級数が確定する始業式・入学式の日

苅野小学校においては、令和7年度に複式学級が解消していることから、再度複式学級が生じた令和8年度を起点とし、5年後の令和12年度までの間、小規模特認校としての運営を継続することとする。なお、令和12年度までに複式学級が解消されなかった場合には、令和12年度末をもって小規模特認校としての学校運営を終了することとし、統合等の取組方策を実施する。

5 令和8年度以降の運営イメージ（苅野小学校）

○令和8年度以降に複式学級が解消（再度全学年で1学級以上）となる場合

例：令和9年度に再度複式学級が解消した場合

(年度)									
1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
特認校制度 開始			複式解消						

○令和8年度以降に複式学級が解消しない場合

(年度)								
1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
特認校制度 開始							協議会・ 交流事業	閉校 近隣校と の統合等